

「家業」について(1)

—『漢書』、『後漢書』を中心に—

胡 潔

はじめに

「家業」という語は、文字通り「その家の生計を立てるための職業、生業」の意である。「事家業(家業に事む)」、「躬勤家業(躬から家業に勤む)」といった表現は、家の生計を立てるための営みという。人間が生きるために働く。働くことによって生計が立てられ、富も蓄積される。したがって、「家業」はまた蓄積された家産を言う場合がある。「家業本貧」、「家業張減」「家業富盛」といった表現にある「家業」は、専ら家産を指すのである。『大漢和辞書』では、「家業」の意味を、①家の職業。先祖から伝えられた職業。②家の財産と門閥、という二つの意味を提示しているが、要は生業としての「職」とそれによって得られた「財産」のことである。「家業」は日本語にも中国語にも用いられており、当然のことであるが、意味の相違が見られる。その相違について

滋賀秀三氏は次のように指摘した。

我が国において、家は世代を超えて一定の業を営むところの、ないしは恩給・俸禄とひきかえに奉仕するところの、広い意味で一個の企業体ともいうべきものであったという点に、家業の概念の特質が在するのであり、これに相当するものは帝政中国には殆んどどこにも求めることができない。

「家業」という熟字そのものは中国語にも存在する。しかしその際の「業」の字は、必ずしも「わざ」を意味するとはかぎらず、むしろ「わざ」ではなくして、「不動産」を意味する場合の方が多い。つまり「家業」とは普通は家産の意味である¹⁾。

つまり、『大漢和辞典』の二つの意味で言えば、日本語では主に①の意味、中国語では主に②の意味にそれぞれ用いられた、ということになる。滋賀氏は時代を特定していないが、確かに日本の古代や中世の文献における「家業」の用法は「職」の意味に用いられており、研究者の間においても一つの共通認識になっている。佐藤進一氏は、『法曹至要抄』や『明法条々勘録』などの法書にみられる、家業のためなら律令をやぶることも許されるとする家業優先の法理に注目し、その背後には特定の氏族の世襲による官庁業務の独占が存在していたと指摘しているが²、佐藤氏が問題にした「家業」も明らかに「職」である。一方、中国語の用法となると、少し説明を要する。確かに滋賀氏が指摘したように、清明集などの判決集に用いられている「家業」の使用例の多くは「家産」の意味であり³、現代中国語においても主に「家産」の意味に用いられている。その意味では、滋賀氏の指摘は決して誤りではない。しかし、古代中国の正史、特に『漢書』、『後漢書』の記述に目を転ずると、「家業」の語は学問や特技を指す用法が多いことが分かる⁴。『漢書』や『後漢書』の、古代日本に与えた影響の大きさから考えても、日本語で言う「家業」の用法とならんかの関連性が考えられるが、議論を拡散させないために、本稿では、古代日本の「家業」を考えるための前提作業として、主に『漢書』、『後漢書』を中心に、古代中国の家業の伝承と政治地

位の獲得のあり方について明らかにしたい。というのも、両書に見られる「傳(習・修)家業」の多くは、学問・特技の継承を指しており、また「守(興)家業」の多くは、父祖の官人としての政治地位を子孫が保持することを指しているからである。日本の古代中世の「家業」に関する研究の多くは、政治史的視点からなされたものであり、その家族・親族的側面に関する言及が少ない。その原因の一つは、日本語でいう「家」の概念そのものにあると思われる。日本語の「家」には、「実質的意味における家のほかに、形式的に思惟された家の観念」⁵が存在していることが多くの研究者が言及するところであり、そこから実質的意味の「家」を分離して考えるのが困難であろう。一方、中国語の「家業」の「家」は、基本的に血縁関係によって結ばれている家族乃至親族を指す言葉である。従って、本稿の注目は、官人制度そのものになく、血縁関係によって保持された「家業」のあり方、さらにその背後に広がる家族・親族のあり方にある。

一 官人登用制度と学問

周知の通り、中国の周朝は封建社会であった。その政治秩序は父系宗族の秩序と同じ土台に築かれたもので、政治関係と血縁関係の合一の社会であった。いわゆる「世卿世族」は周朝の世襲制を指すものである。しかし、春秋以降周王朝の衰微につれ、世襲

的政治構造が崩れた。秦に至り、中央集権が強化され、それに相応した官人選考法が考案された。「不世官、守、相、令、長、以他姓相代、去世卿、大夫、士」(『漢旧儀』)とあるように、秦の官人登用の基本は「不世官」にあった。すべての権力を皇帝に集中させるために、秦王朝は、世襲制を抑制し、父子同居を禁止し、さらに言論自由の温床となる私学も禁止した。儒生の反発にあって「焚書坑儒」のような極端的な手段で鎮圧した。秦代の政治改革と学問に対する禁制に関しては先学に譲るが、官僚制度において、秦の「不世官」は漢及びそれ以降の各時代の官僚制の基本となったことをまず確認しておきたい。漢王朝は、諸学を禁圧しようとする秦王朝の強権政治と異なり、諸学の力を国家の公的秩序の中に組み込もうとした。それは、漢高祖の「賢士大夫有肯從我游者、吾能尊顯之」⁶や、漢文帝の「舉賢良方正能直言極諫者、以匡朕之不逮」⁷といった漢初の天子達の詔書から見ても明らかである。しかし、このような「賢良方正之士」の招致を制度化したのは漢武帝の時である。武帝が即位した建元元年に「詔丞相、御史、列侯、中二千石、二千石、諸侯相、拳賢良方正之士能直言極諫之士」という詔書が出され、「察挙制(選挙制ともいう)が本格的に実施されるようになった。「察挙」とは、地方官の推挙によって官吏を確保する制度である。「察挙」のほかに、辟召(天子または官府による直接招聘)、任子(父祖の身分による子孫が

任官上の特典)、納賢(財力で官を買う)などといった種々さまざまな登用法があるが、中でも「察挙」と「辟召」の二つは当時官人登用の最も重要な方法である。「察挙」には「孝廉」「茂才」「賢良・方正」⁸、「文学」⁹、「明経」¹⁰、「兵法」¹¹、「陰陽災異」などの科目があり、その分類基準は必ずしも明確ではない。儒学尊重の学者的官僚と法令重視の実務的能吏の選抜を主眼として、実施された、といわれている¹²。特に儒学尊重の武帝や元帝の時代には、儒学者が多く登用された。

及今上即位、趙絳、王臧之屬明儒學、而上亦鄉之、於是招方正賢良文學之士。…及竇太后崩、武安侯田蚡為丞相、絀黃老、刑名百家之言、延文學儒者數百人、而公孫弘以春秋白衣為天子三公、封以平津侯。天下之學士靡然鄉風矣。

(『史記』卷一二二儒林列傳)

自武帝立五經博士、開弟子員、設科射策、勸以官祿、訖於元始、百有餘年、傳業者浸盛、支葉藩滋、一經說至百餘萬言、大師衆至千餘人、蓋祿利之路然也。

(『漢書』儒林傳卷八十八)

この二つの記述から、漢武帝の時には幾つか重要な変化が見ら

れる。一つは儒学者が官僚の主力軍になったことである。中でも公孫弘のような、『春秋』の学問を以て一介の書生から三公の位に達し、平津侯に封じられた者も出現したことで、世の中の学士が奮い立ち、学問を修める風潮が高まった、と司馬遷が言う。もう一つは、公的教育機関が開設されたことである。官学は周王朝に存在したが、周王朝の滅亡とともに廃止された。春秋戦国時代は周知のとおり私学の隆盛期であって、戦国時代の齊に官私合同の「稷下学宮」が出現したものの、統一国家の官学として設置されたのは武帝期の時である。官学に儒教の五つの経典を教授する「五経博士」が置かれ、それを学習する学生が集められた。このような儒学重視の政策が学問の世界にもたらした影響が大きく、その一つは儒学経典をめぐる註釈学の細分化である。武帝から百年経った漢平帝の元始（西暦1年）の頃になると、儒学の一つの経典に関して「百余方言」となり、一人の大師には千余人の学生が就く、という異常な繁栄ぶりに至った。このような儒学の隆盛は蓋し「祿利之路」によるものだ、と班固がいう。要するに、学問は単なる知識ではなく、官途に就く重要手段になったわけである。察挙、征辟の官人登用法は儒学・法学を始めとする知識人の、官界進出に決定的な有利条件を与えたのである。

自孝武興學，公孫弘以儒相，其後蔡義、韋賢、玄成、匡衡、張禹、

翟方進、孔光、平當、馬宮及當子晏咸以儒宗居丞相位，服儒衣冠，傳先王語，其醞藉可也。（漢書卷八十一）

右の記述は、漢武帝以降の、儒宗から大臣（丞相、宰相）に至った儒者に関するものである。中でも公孫弘、蔡義、匡衡、翟方進はみな貧しい家の出身で、学問一つで栄達を遂げた人々である。尤も儒者のみならず、于定國のように法律の学問と実務的能力を以て大臣まで上り詰めた人物もいるが、ここで注目したいのは韋賢・韋玄成父子、平當・平晏父子である。父子とともに大臣に上ったのである。『漢書』の記述によると、韋賢の五世祖韋孟は楚元王及びその子夷王、孫王戊の三代の傅である。韋賢本人も「兼通禮、尚書、以詩教授、號稱鄒魯大儒」ということで博士として徴された。昭帝に詩経を進授することもあり、宣帝の時に「先帝師」として尊敬され、本始三年（前75）に丞相となった。韋賢に四人の子がいる。

長子方山為高寢令，早終；次子弘，至東海太守；次子舜，留魯守墳墓；少子玄成，復以明經歷位至丞相。故鄒魯諺曰：「遺子黃金滿籬，不如一經。」玄成字少翁，以父任為郎，常侍騎。少好學，修父業，以明經擢為諫大夫；及元帝即位，以玄成為少府，遷太子太傅，至御史大夫。永光中，代于定國為丞相。（漢

書卷七十三章賢傳)

結果的に顯官に上った者の「傳家業」を記するのが正史の筆法であるが、おそらく韋賢の四子とともに父に儒学を学んだと思われる。韋玄成の経歴をみると、初叙任は「任子」の特典を用いて郎官―天子の警護などにあたる職―となったが、後に「明経を以て」諫大夫に拔擢され、その後父の爵位を継承し、河南太守、未央衛尉、太常になった。一度党友の罪によって免官されたが、後に復官され、元帝の永光年間（前43―前39）について丞相に上った。特典である任子制度や、父の爵位の継承は彼の仕途に有利に働いたのが確かであるが、丞相まで上り詰めたのはやはり彼の学識によるものであろう。「修父業」とは父親の明経の学問を継承することを言うが、学問は黄金などの財産よりも重要だと認識されていたことは当時魯の地方の諺「遺子黄金滿贏，不如一經」からも窺える。一方平當父子の場合は、

平當字子思，祖父以訾百萬，自下邑徙平陵。當少為大行治禮丞，功次補大鴻臚文學，察廉為順陽長，枸邑令，以明經為博士，哀帝即位，徵當為光祿大夫諸吏散騎，復為光祿勳，御史大夫，至丞相。賜爵關内侯。（漢書卷七十一平當傳）

とある。平當はかなり財力のある家の出身者であるが、大行治禮丞、大鴻臚文學といった官職から、若い時から学問を以て出身したことが分かる。後に察掾を受け、明経を以て博士となり、哀帝即位後、光祿勳、御史大夫を経て丞相に至った。その子平晏も父親と同様に「以明経歴位大司徒，封防郷侯」とある。父子が同じ丞相になった例は韋賢と平當ぐらいであるが、彼らの例から、学問―彼らの場合はいわゆる「儒術」の明経である―が父子間で伝承され、それが榮達を遂げるための武器であったことを確認することができる。そもそも学問の伝承は孔子の七十二人の弟子のように、血縁関係に限定されたこともなく、また直接官界と繋がる必然性もない。しかし、学問が一旦官界進出の手段になった以上、それを子孫の代まで保持させたいと思うのも自然の人情である。一方、人材を招致する側にも名士の子孫を求める傾向がみられる。『史記』卷八十四賈生傳に、漢文帝時代の政治家かつ文学者の賈誼の子孫に関する記述が見える。賈誼は優れた才能の持ち主で、文帝の時に最年少の博士になったが、周りの讒言によって左遷され、失意の中で亡くなった。武帝が即位すると、さっそく賈誼の孫二人を特別に登用した。

孝武皇帝立，拳賈生之孫二人至郡守，而賈嘉最好學，世其家，與余通書。至孝昭時，列為九卿。（『史記』卷八四）

二人の孫はいずれも官は郡守に至ったが、その一人の賈嘉は最も学問を好み、その家業を継ぎ、昭帝の時に公卿に至った。「世其家」というのは、家Ⅱ父祖の学問を継承したことを言う。このような、父祖から子孫へ伝わる学問の伝承が存在したからこそ、漢武帝が名士の子孫を求めたのではないか。しかし、的外れの時もある。

武帝自為太子聞（枚）乘名，及即位，乘年老，乃以安車蒲輪徵乘，道死。詔問乘子，無能為文者，後乃得其孽子舉。…自陳枚乘之子。上得之大喜，…（『漢書』卷五一枚乘傳）

前漢の有名な文学家村乗に関する記述であるが、武帝は太子時代より枚乗のことを聞いていた。武帝が即位した時に、枚乗がすでに年老いたので、安車蒲輪¹⁾で迎えさせたが、しかし、枚乗が来る途中で病死した。そこで武帝が枚乗の息子を求めたが、文才のある者がおらず、後によりやくその庶子の枚舉を得て喜んだ、とある。実際、枚舉が父親の学問を継承したわけではないが、武帝は枚乗の才能を買ってその息子を求めたのは、買誼の孫を求めると同じく、父祖の才能がその子孫に受け継がれることを期待したからであろう。

『漢書』の儒林傳では儒学の五経のそれぞれの継承経路について紹介しているが、その中に「傳子孫」、「家世傳業」の記述

を拾ってみると、

（易経）梁丘賀…賀以筮有應，繇是近幸，…至少府。…傳子臨，亦入說，為黃門郎；臨代五鹿充宗君孟為少府。／張仲方…為博士，至揚州牧，光祿大夫給事中，家世傳業。／伏生…伏生孫以治尚書微／歐陽生…授倪寬。…寬授歐陽生子，世世相傳，至曾孫高子陽，為博士。高孫地餘長實以太子中庶子授太子，後為博士，論石渠。元帝即位，地餘侍中，貴幸，至少府。／（尚書）翁生信都太傅，家世傳業。／夏侯都尉，從濟南張生受尚書，以傳族子始昌。始昌傳勝，…勝傳從兄子建／孔霸…以帝師賜爵號褒成君，傳子光，亦事牟卿，至丞相。／（詩経）韋賢…治詩，…至丞相。傳子玄成，…後亦至丞相。玄成及兄子賞以詩授哀帝，至大司馬車騎將軍。／伏理…家世傳業。／（礼経）徐生…以頌為禮官大夫，傳子至孫延，襄。／夏侯敬…傳族子咸，／徐良…家世傳業／橋仁…為大鴻臚，家世傳業。／（春秋）王中…為元帝少府，家世傳業。／瑕丘江公…傳子至孫為博士。尹更始…傳子咸及翟方進、琅邪房鳳。咸至大司農，方進丞相，自有傳。

とあり、それぞれの経典の学派に「家世傳業」の傾向が現れている

る。「家世傳業」の記述にある人物の多くが宣帝・元帝（前73年～前33年）頃に生存していたことから、武帝期（前140年～前88年）に制度化した才覚主義の官人登用法が一つの刺激となつて、宣帝・元帝の頃には次第に学問の家業化が形成されたのではないかと考えられる。家業継承者の到達した官位も明記されるのは儒林傳のみならず、歴史記載の一形式ともいえるが、そこには仕官志向の強い当時の学問観が見て取れる。無論「傳家業」は本来的に私的な伝承関係であり、公的な官界へ出仕するかどうかは別の問題である。時代が下り、魏晋南北朝の史籍には、家業を継承しながら仕官を拒否した人達さえ現れてくる¹¹が、「傳家業」は官界進出の重要な手段であることには変わりはない。

二 継承される「家業」

「家業」（父業）の用例が最も多く用いられたのは『後漢書』である。無論、用例数から単純に「家業」のあり方如何を説明できないが、『後漢書』の「傳家業」の記述から家業の伝統に対する強い関心が看取される。

耿弇・父況字俠游，以明經爲郎…弇少好學，習父業…弇兄
弟六人皆垂青紫（卷十九耿弇傳）
鮑永・父宣，哀帝時任司隸校尉…永少有志操，習歐陽尚書。

…鮑昱（鮑永子）…少傳父學（卷二十九鮑永傳）

郎顛…父宗字仲綏，學京氏易…少傳父業，兼明經典。（卷三十下郎顛傳）

陳元…父欽，習左氏春秋…元少傳父業。（卷三十六陳元傳）

賈逵…九世祖誼，文帝時爲梁王太傅…父徽，從劉歆受左氏

春秋…逵悉傳父業。（卷三十六賈逵傳）

宋意…父京，以大夏侯尚書教授…少傳父業（卷四十一宋意傳）

徐防…祖父宣，爲講學大夫…父憲，又傳宣業。防少習父祖學

（卷四十四徐防傳）

袁安…祖父良，習孟氏易…安少傳良學…安子京，敝習孟氏

易…（京）子彭…少傳父業…（彭弟）湯…少傳家業…敝

…少傳易經教授（卷四十五袁安傳）

陳寵…曾祖父咸，成哀間以律令爲尚書…（父）躬爲廷尉左監，

早卒。躬生寵。明習家業（卷四十六陳寵傳）

崔駰…高祖父…歷四郡太守…駰…年十三能通詩、易、春秋，

博學有偉才，盡通古今訓詁百家之言，善屬文。少游太學，

與班固、傅毅同時齊名…子瑗…盡能傳其父業（卷五十二

崔駰傳）

楊震…八世祖喜…封赤泉侯。高祖敞…昭帝時爲丞相，封安平侯。

父寶，習歐陽尚書…震少好學，受歐陽尚書於太常桓郁…

少子奉…議者以爲能世其家…子衆，亦傳先業（卷五十四

楊震傳)

孔昱・七世祖霸 成帝時歷九卿：昱少習家学（卷六十七党

錮列傳孔昱）

劉寵・齊悼惠王之後也：父丕，博學，號爲通儒。寵少受父業，

以明經舉孝廉（卷七十六循吏列傳劉寵）

李邵・父頡，以儒學稱，官至博士 邵襲父業，遊太學（卷

八十二上方術列傳李邵）

右に羅列したいくつかの「家業」（父業）に関する記述から、いくつかのことを読み取れる。まず、これら列伝に上がった人物の父祖はほとんど儒者の官僚であり、その子孫が「父業」、「家業」を継承するという表現によって、学問的伝統が強調されている点である。あるいはこのような伝統のある家の者であることは一種の資格となつたのであろうか。次に、家業の学習年齢が若い。一種の文飾の可能性もあるが、ほとんど「少傳（受・習）家（父）業」の表現になっており、幼少時から学習を開始する当時の状況が窺える。さらに、崔駰や李邵のような「少遊太学」の学生出身の者もいるが、家業のみで察挙制を経て出身した者が多い。「家世傳業」の典型例をもう少し詳しく見てみる。

①伏湛字惠公，琅邪東武人也。九世祖勝，字子賤，所謂濟南伏生者也。：父理，爲當世名儒，以詩授成帝，爲高密太傅，別

自名學。湛性孝友，少傳父業，教授數百人。成帝時，以父任爲博士弟子。：建武三年，遂代鄧禹爲大司徒，封陽都侯。……二子・隆，翁：（翁）子光：（光）子晨：（晨）子無忌嗣，亦傳家學，博物多識，順帝時，爲侍中屯騎校尉。（後漢書卷二十六伏湛傳）

②鄭興字少贛，河南開封人也。少學公羊春秋。晚善左氏傳，遂積精深思，通達其旨，同學者皆師之。：世言左氏者多祖於興，而賈逵自傳其父業，故有鄭、賈之學。：子衆。衆字仲師。年十二，從父受左氏春秋，精力於學，明三統歷，作春秋難記條例，兼通易、詩，知名於世。：永平初，辟司空府，以明經給事中。：建初六年，代鄧彪爲大司農。：子安世，亦傳家業，爲長樂、未央厩令。：及順帝立，安世已卒，追賜錢帛，除子亮爲郎。衆曾孫公業，自有傳。（後漢書卷三六鄭興傳）

③賈逵字景伯，扶風平陵人也。九世祖誼，文帝時爲梁王太傅。曾祖父光，爲常山太守，宣帝時以吏二千石自洛陽徙焉。父徽，從劉歆受左氏春秋，兼習國語、周官，又受古文尚書於塗暉，學毛詩於謝曼卿，作左氏條例二十一篇。逵悉傳父業，弱冠能誦左氏傳及五經本文，以大夏侯尚書教授，雖爲古學，兼通五家穀梁之說。（後漢書卷三六賈逵傳）

例①の伏湛は尚書を専門とする家系に生まれた人物で、九世祖伏

勝は文帝の時にその名声を轟かせた「濟南伏生」である。『漢書』卷四十九鼂錯傳によると、文帝が尚書の専門家を求めたが、もと秦の博士であった伏勝だけが尚書が分かるという。しかし、すでに九十の高齢に達しており、官吏として登用できないので、鼂錯を派遣してその学問を学ばせた、ということである。その九世孫は伏湛であるから、尚書の学問が父祖から子孫へと長く伝承されたことが分かる。伏湛の父親伏理は成帝に詩経を進授した、当代一流の儒学者である。伏湛も若い時から父の学問を受け継ぎ、数百人に教授していた。彼も父親の特典によって「博士弟子」――太学の学生になったが、その後王莽、更始の時代を経て、後漢の光武帝の時に、三公の一つである大司徒となり、陽都侯に封じられた。例②と③は「中世儒門、賈、鄭名學」¹²と併称される鄭興一家と賈逵一家に関する記述である。鄭興は前漢末から後漢初にかけて生きていた、春秋左傳専門の学者である。官人としては更始帝の時には諫議大夫、涼州刺史、後漢光武帝の時には太中大夫であった。その息子の鄭衆は明帝の時に司空府の辟召を受けて仕官し、章帝の建初六年に大司農になる。鄭興の学問が子鄭衆に継承され、さらに鄭衆の子鄭安世、孫の鄭公業によって継承された。この例②の記述の中に例③に挙げた賈逵に関するエピソードが挟まれている。鄭興は左傳学の權威であるが、賈逵は「傳父業」――父の学問を継承したので、左傳学には鄭、賈の二つの流派ができ

た、とある。そこには二つの血縁グループによる「傳家業」の流れがある。鄭興に始まる継承ラインは、鄭興―鄭衆―鄭安世、さらに鄭興の玄孫、鄭衆の曾孫である鄭公業へと繋がっていく。一方、前漢の政治家、文学家賈誼を九世祖に持つ賈逵は父親賈徽の学を継承し、一家の説を立てた。『後漢書』にみえる「傳家業」の記述には、父祖と子孫の学問の伝統の長さを強調しようとする特徴がある。伏湛や賈逵のような九世祖から紹介するのが一つの典型例であろう。伏湛の場合は九世祖伏勝の紹介から伏湛の玄孫伏無忌まで実に一三代に亘る長い家業の伝承となる。「家業」「父業」、「祖業」といった言葉の用法に注目すると、「傳父業」、「傳家業」、「克守家業」、「克隆家業」、「保全家業」、「紹興家業」などとおるように、継承、保持、発展を意味する言葉と常に一緒に用いられている。父祖から伝わってきた家業を継承し、保持し、さらに再興することが子孫の責務と認識されている。

④尉真兄弟，忠勇奮發，義以忘生。眷威略著時，增隆家業，青紫麾旄，亦其宜矣！（『魏書』卷二六列傳第十四尉古真伝）

⑤韋、辛、皇甫之徒，並關右之舊族也。或紆組登朝，獲當官之譽；或張旃出境，有專對之才。既茂國猷，克隆家業。美矣夫！（『周書』卷三十九列傳第三十二）

後の史料になるが、北魏の太祖、太宗の時代によって名譽と地位を獲得した尉古真兄弟や西魏、北周の時代に政治勢力を持った旧族の韋瑱、皇甫璠、辛慶之らの栄光について、『魏書』や『周書』の編纂者らが、「増隆家業」、「克隆家業」と讃えている。即ち「守（保）家業」とは、父祖と同様に官人としての地位を保持することであり、「興（隆）家業」とは、父祖同様またはそれ以上の政治地位を獲得することを意味するのである。逆に「家業」を喪失した者もある。

昶諸子尪疏，喪其家業。寶賁背恩忘義，梟鏡其心。此亦戎夷影狡輕薄之常事也。天重其罪，鬼覆其門」（『魏書』卷五九列傳第四十七劉昶蕭寶賁蕭正表）

劉宋の宗室で北魏に厚遇された劉昶の息子達がみんな「疏狂」であったため、父の爵位を守ることができなかった。「喪其家業」は政治地位の喪失を意味し、悪行を働く人間に対する最も重い罰だと認識されている。このような両極端に示した記述から、古代中国人の「家業」に対する強い執着を看取されると同時に、「守家業」の指呼する内容は、学問や功勞などの手段ではなく、それによって獲得した政治地位であったことが確認できる。

三 「傳家業」と一族の連携

子孫が父祖の社会地位によって高い地位または特典を享受することは多くの社会に見られる現象であるが、時代や社会によってそのありかたが異なる。漢代では、官人登用において「不世官」が基本とされているが、爵位や任子（資蔭）のような特典や特典も温存されていた。学問継承の「傳家業」に比べて、爵位は通常嫡子一人が継承するもので、嫡庶の別によって限定される。任子（資蔭）は漢代においては人数の制限はないが、大抵は初叙任の時に受ける特典で、その後の昇進は本人の実力如何がもつとも重要になってくる。このような限定的な襲爵や任子に対し、学問の伝承としての「家業」は、制度的制限がないため、年齢、嫡庶などに関係なく継承される。その三者の関係を見るために、後漢の時期に「世習相傳授，東京最盛」¹³と言われる儒宗桓榮の例を挙げておきたい。

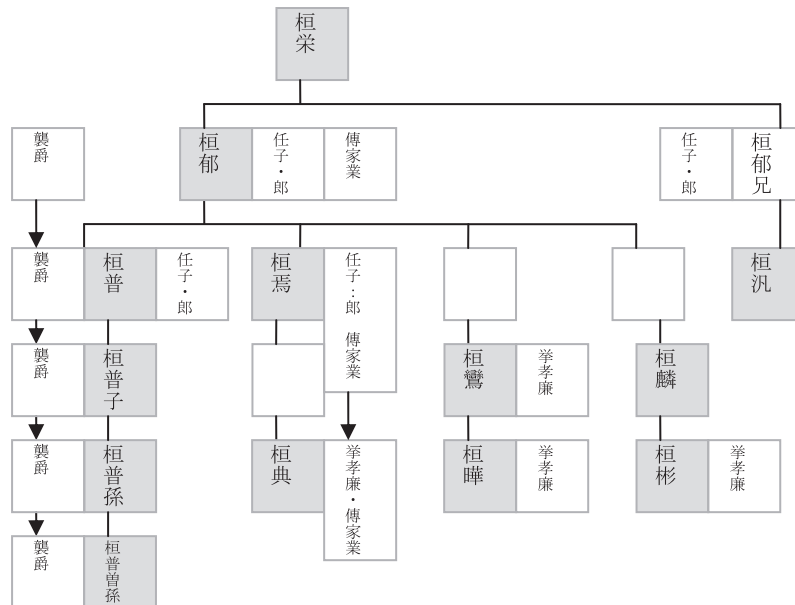
⑥（桓榮の息子）子郁嗣：郁字仲恩，少以父任爲郎。敦厚篤學，傳父業，以尚書教授，門徒常數百人。榮卒，郁當襲爵，上書讓於兄子汎，顯宗不許，得已受封，悉以租入與之。…子普嗣，傳爵至曾孫。郁中子焉，能世傳其家學。（『後漢書』卷三七第二十七桓榮列傳）

「家業」について (1)

漢顕宗の師である桓榮は、關内侯、食邑五千戸という封爵を受けた人物である。桓榮が死去した後、その爵位はその子の桓郁が襲うこととなるが、桓郁は長子ではない。長子が早死したのである。桓郁は父の爵位を兄の子が襲うべきだと上書したが、顕宗はそれを聴かなかつたため、桓郁が襲うこととなった。この人物は父親の爵位を襲う前に、任子制によって兄弟とともに郎官になっており、また父親の儒学の教授する「父業」を受け継いで、尚書の教授も行っている。ここには「襲爵」、「任子」、「傳家業」の三つの継承が見られる。桓榮をはじめとする一族の継承関係は下の図1のようになる。(□は具体的な記述のない人物、以下同)

桓榮の爵位は桓郁が継承し(兄が早死のため)、そこから嫡系によって受け継がれている。任子は一定の官位がないと受けられない特典なので、桓榮の二人の息子と桓郁の二人の息子に限られている。しかし、ほかの子孫を見ると、みんな察挙を受けて出身しているのので、「傳家業」という記述がなくても、家業の学問を習得して、出身したことが分かる。襲爵と任子はいずれも限定的であるのに対し、学問としての「家業」は、父祖の官位の高低や嫡庶の別なく、複数の子孫によって伝承される性格のものである。無論個人の資質に左右される部分が大きい。このような「傳家業」の性格は、世代を超えて伝承され、それによって政治的地位の保持に役立つのみならず、父子兄弟さらにその一族の連携とし

図 1



ての「横の繋がり」の形成にも役立つものと考えられる。

⑦夏侯始昌、魯人也。通五經，以齊詩、尚書教授。自董仲舒、韓嬰死後，武帝得始昌，甚重之。…時昌邑王以少子愛，上為選師，始昌為太傅。…族子勝亦以儒顯名。…勝少孤，好學，從始昌受尚書及洪範五行傳，說災異。…勝從父子建字長卿，自師事勝及歐陽高，左右采獲。…為議郎博士，至太子少傅。勝子兼為左曹太中大夫，孫堯至長信少府、司農、鴻臚，曾孫蕃郡守、州牧、長樂少府。勝同產弟子賞為梁內史，梁內史子定國為豫章太守。而建子千秋亦為少府、太子少傅。（漢書卷七十五夏侯傳第四十五夏侯始昌）

⑧馮奉世字子明，上黨潞人也。…武帝末，奉世以良家子選為郎。昭帝時，以功次補武安長。失官，年三十餘矣，乃學春秋涉大義，讀兵法明習。…元帝即位，為執金吾。…數歲，為光祿勳。…賜奉世爵關內侯，食邑五百戶，黃金六十斤。…奉世有子男九人，女四人。長女媛以選充後宮，為元帝昭儀，產中山孝王。…奉世長子譚，太常舉孝廉為郎，…隨父從軍有功，未拜病死。譚弟野王、遂、立、參至大官。野王字君卿，受業博士，通詩。…遂字子產，通易。…立字聖卿，通春秋。…參字叔平，學通尚書。…（成）帝即位，帝祖母傅太后用事，追怨參姊中山太后，陷以祝詛大逆大罪，…參以同產當相坐，…參自殺。且死，

仰天歎曰…「參父子兄弟皆備大位，身至封侯，今被惡名而死，姊弟不敢自惜，傷無以見先人於地下！」死者十七人，衆莫不憐之。宗族徙歸故郡。（漢書卷七十九馮奉世傳第四十九）

⑨郭躬字仲孫，潁川陽翟人也。家世衣冠。父弘，習小杜律。…躬少傳父業，講授徒衆常數百人。…躬家世掌法，務在寬平，及典理官，決獄斷刑，多依矜恕，乃條諸重文可從輕者四十一事奏之，事皆施行，著于令。…（郭躬）永元六年，卒官。中子暉，亦明法律，至南陽太守，政有名迹。弟子鎮。鎮字桓鍾，少修家業。辟太尉府，再遷，延光中為尚書。…乃封鎮為定潁侯，食邑二千戶。…（鎮）長子賀當嗣爵，讓與小弟時而逃去。…鎮弟子禧，少明習家業，兼好儒學，有名譽，延熹中亦為廷尉。建寧二年，代劉寵為太尉。禧子鴻，至司隸校尉，封城安鄉侯。（後漢書）卷四六郭躬傳）

例⑦の夏侯始昌は武帝期の儒者で、漢宣帝の時に夏侯氏の尚書の学問は官学に立てられた。夏侯家の学問は、子、孫、曾孫へ伝わるのみならず、族子、從兄弟子といった父系同族内で伝承されていた。例⑧の馮奉世は武帝から元帝の時期の人で、彼が「良家子」として郎官に選ばれたことや、娘を元帝の後宮に入内させたことなどから、大族の出身者だろうと推測される。知識人が学問を以て官界へ進出した一方、旧来の貴族や大族の学問化も進ん

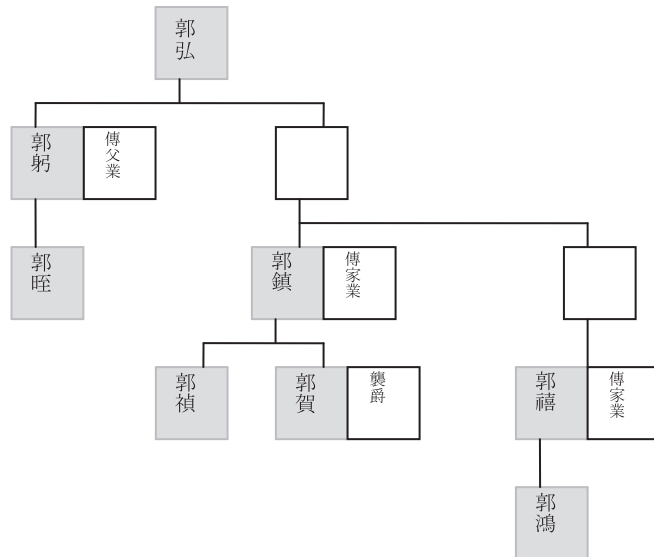
「家業」について (1)

だと思われる。馮奉世は三十歳の時から春秋を習い、兵法を習ったとある。息子は九人おり、その中に「至大官」の四人について、馮野王は「通詩」、馮遂は「通易」、馮立は「通春秋」、馮參は「通尚書」で、儒学の經典を兄弟によって一つずつ身につけていたとある。一家の内に一つの經典を父祖から子孫へと伝えるのが一般的であるが、馮奉世父子はまるで分業のように各經典を一つずつ専門としているのである。これは恐らく「父子兄弟皆備大位、身至封侯」という政治上の父子兄弟の連携プレーには欠かせない手段であろう。例⑨の郭躬の例はかつて滋賀秀三氏にも注目した事例である。郭氏は明法家の一家で、父である郭弘から郭躬、さらに次世代では郭躬の次男の郭暄と郭躬の弟の男子の郭鎮、さらに次の世代では郭鎮の二人の息子と郭鎮の弟の子の郭禧へと「家業」が伝えられた。この伝承関係を図で表すと図2になる。

この郭氏の例からも、父子、兄弟、さらに兄弟の息子兄弟へと拡大されていく「傳家業」のあり方がはつきりと看取されよう。郭氏の「家業」の伝承について、『後漢書』の編纂者は次のように評している。

郭氏自弘後、數世皆傳法律、子孫至公者一人、廷尉七人、侯者三人、刺史、二千石、侍中、中郎將者二十餘人、侍御史、正、監、平者甚衆。

図2



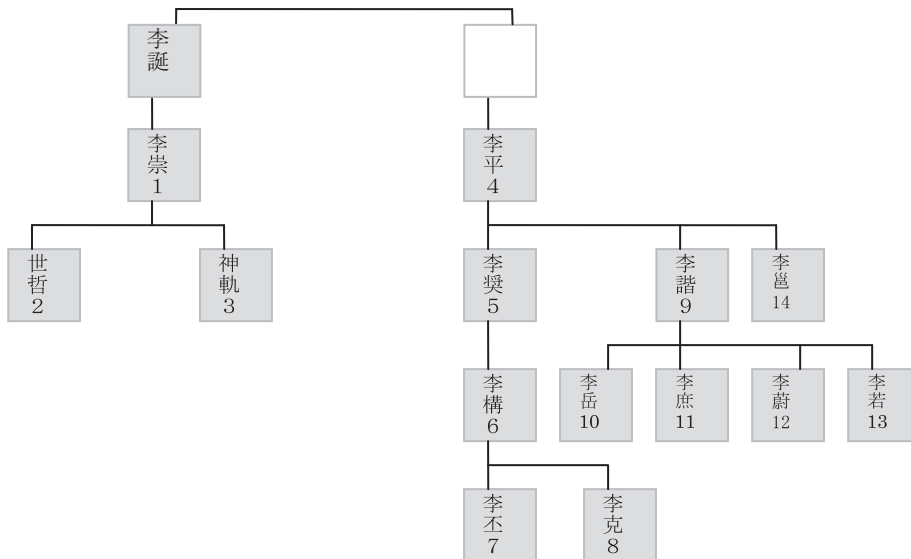
上の記述にある、「郭氏自弘後、數世皆傳法律」の中に、「郭氏」という男系一族を指す言葉を用いている点、一族の社会的地位の到達度を官位、それも具体的な官職名ではなく、官の品秩の高さで表わしている点などに留意したい。ここで少し触れておきたい

のは、中国の正史に見られる一族的な記述法である。正史の列伝では、ある人物及びその親族関係について記述する時に、単純に長幼に従い、父の世代から子の世代というのではなく、まず縦的にその人物の祖先、本人の事績、その子孫へと記述し、次は横的にその人物の兄弟、兄弟の子、孫、曾孫へと、常に父子兄弟のグループを横的に並べるのである。特に大族に関する記述がこのような順序によって述べられている。一例を挙げる。

⑩李崇字繼長，小名繼伯，頓丘人也。文成元皇后第二兄誕之子。
 …長子世哲，…世哲弟神軌，小名青肫，受父爵陳留侯。…崇
 從弟平。…長子獎襲。…子構襲。子丕，有父風，位尚書祠部
 郎中。丕弟克，…獎弟諧。諧字虔和，幼有風采。…諧長子岳，
 字祖仁，官中散大夫。…岳弟庶，方雅好學，甚有家風。歷位
 尚書郎、司徒掾，以清辯知名。…庶弟蔚，少清秀，有襟期倫
 理，涉觀史傳，兼屬文詞。…蔚弟若，聰敏，頗傳家業，風采
 詞令，有聲鄴下。坐兄庶事徙臨海。…加儀同三司。…諧弟邕，
 字脩穆，幼而雋爽，有逸才。（北史卷四十三列傳第三十二）

例⑩の李崇は北魏文成帝時代の人で、外戚関係により大族化した一族の出身者である。この記載順序には、幾つかの段落がある。図3で示しているように、まず李崇の父子直系グループ（1

図3



—2・3)、「從弟」という言葉で、李崇の從兄弟である李平の父子グループに繋げるが、その中でも、まず李平—李獎の直系(4—5—6—7—8)、次に「獎弟」という言葉で再び李平の息子という世代に遡って、李諧の父子直系グループ(9—10—11—12—13)、さらに「諧弟」という言葉で李平の息子という世代に遡って、李邕の記述に繋げていく、という記載方式である。長幼の秩序からすれば、いかにも不思議な記述法であるが、このような父子を一つのグループにする記述法は、父系の宗族の「親親尊尊」の理念にかなったものである。このような記載法には父子兄弟を軸とした、縦と横の両方向の拡張が見られる。ここで想起されるのは、古代中国の研究分野で、後漢から魏晋南北朝にかけて顕著になった大族化(「豪族」、「大姓」とも言う)に関する議論である¹⁴。「大族」とは「多くの族人があり、多くの隸民を有し、財力が富強で、自己の同族・隸民をも動員し得る可能性を有する」¹⁵集団を指すが、非血縁関係隸民が含まれたとしても、また姻戚関係による複数の宗族の聯合が存在したとしても¹⁶、大族は父系親を中心に結集され、なんらかの歴史的条件の作用で増強された親族集団であることに変わりない。かつてこのような大族の持つ政治地位と文化伝統の特質が多くの研究者によって指摘されてきたが、「家業」の継承は文化的伝統の形成の一つの方法であることは忘れてはならない。官界へ進出する手段としての「家

業」の継承は、単純に父子間の直系的継承行為ではなく、父子兄弟ないし同族の者による一族的な行為であることが改めて認識させられた。

終わりに

これまで、『漢書』、『後漢書』を中心に、家業の伝承と官人制との関わりを見てきた。両書における「家業」、「父業」、「家学」といった表現の多くは、学問を指している。もともと私的な学問の伝承は、律令国家の才覚主義の官吏登用法によって、公的な政治世界へ進出する手段となった。家業の伝承は、襲爵や任子制度のような、父祖の官位や嫡庶の別の限定がなく、父子兄弟を中核に、從兄弟同士さらに一族の者同士もともに習得できる性格を持つている。従って、「家業」の伝承は、世代を超えて、父祖と子孫の間に政治地位を保持する方法であると同時に父系一族の政治勢力の拡大の手段でもある。「家業」の伝承は専門性によって、同じ官職を一族に多く占められることもみられるが、基本的に一族に長く一つの官職を独占することは見られない。一方一族によって家業の伝承の長さ、官位の高さおよび一族の者の「至大官」の人数の多さの誇示に重点が置かれる記述が時代に下るにつれて顕著に看取される。このような傳家業と一族の政治地位の高さの誇示から、やがて到来する大族、世族の時代の兆しを見出す

ことができる。ここで示されている古代中国の「傳家業」のあり方は、古代日本の家業の伝承を考える上で重要な示唆となるであろう。古代日本の家業との関連性や相違については今後の課題とする。

- 1 滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）六二頁
- 2 佐藤進一「公家法の特質とその背景」（日本思想大系『中世政治社会思想 下』岩波書店 一九八一年）
- 3 滋賀秀三氏注「著書第一章註43を参照されたい。」
- 4 滋賀秀三氏も前掲注1の著書の中で、「特技」を家業とする例として、『後漢書』に見える郭弘一族挙げている。郭氏一族については後述するが、実際この種の「家業」は郭氏一族のみならず、ほかにも多く存在していることを看過してはならない。なお、中国語において、「家業」が「家産」を指す場合は、事・営・勤・持・勤・願といった動詞、「家の職業」を指す場合は「傳・修・習・受・興」といった動詞と結合する傾向がみられる。本稿では後者の用法を問題にしている。
- 5 中田薫「中世の家督相続法」（『法制史論集』第一卷、岩波書店、一九二六年）
- 6 高祖十一年二月詔
- 7 文帝二年詔
- 8 福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』（創文社、一九八八年）四十四頁

9 『漢書』卷七十一于定国傳

10 運ぶ時の揺れをふせぐために車輪を蒲で包んだ車。

11 例えば、『南齊書』卷五四列傳第三十五に「明僧紹：僧紹宋元嘉中再舉秀才，明經有儒術。永光中，鎮北府辟功曹，竝不就。隱長廣郡嶗山，聚徒立學。：明帝泰始六年，徵通直郎，不就。：永明元年，世祖敕召僧紹，稱疾不肯見。詔徵國子博士，不就。卒。子元琳，字仲璋，亦傳家業。」とあり、南史卷七十五列傳第六十五郭希林傳に「郭希林，武昌人也。曾祖翻，晉世高尚不仕。希林少守家業，徵召一無所就。卒。子蒙亦隱居不仕」などといった記述がみえる。

12 『後漢書』卷三十六

13 『後漢書』卷七十九上儒林列傳

14 例えば、陳嘯江「魏晉時代之「族」」（『中山大學史學專刊』第一卷第一期、一九三五年）、楊聯陞「東漢的豪族」（『清華學報』第十一卷第四期、一九三六年）、宇都宮清吉「漢代豪族研究」（『中国古代中世史研究』創文社、一九七七年）、唐長孺「東漢末期的大姓名士」（『魏晉南北朝史論拾遺』中華書局、一九八三年）などが挙げられる。

15 宮崎市定『九品官人法の研究』同朋社 1956年 三頁

16 特に前漢末に見られる、王莽政權に反旗を揚げた士族の親族集団は父系宗族のみならず、姻戚関係や門人など複数の集団が内包されるものである。